

第3章

計画の基本的な考え方



I 計画の基本理念と基本的な視点

(1) 基本理念

「児童(子ども)の権利条約」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年に国連総会で、全会一致で採択された条約です。わが国は、1994年に批准しました。この条約は、子どもの権利を大きく分けて4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を守るように定めています。

そして、子どもの権利を守るための一般原則として、次の4つを掲げています。

- ◎子どもに対する差別の禁止
- ◎子どもの生きる、育つ、発達する権利
- ◎子どもの最善の利益の確保
- ◎子どもの意見の尊重

この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待等の困難な状況におかれている子どもがいるという現実に向け、児童の権利を国際的に保障、促進するために国連において採択されたものです。ここに掲げられた児童の権利や一般原則は、普遍的な価値を持つものであり、子ども・子育て支援においても根幹をなすものです。

また、次世代育成支援対策推進法第3条は、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」との基本理念を掲げ、同法に基づく市町村行動計画は、この基本理念にのっとり主務大臣が定める行動計画策定指針に即して策定するものとしています(第7条、第8条)。

子ども・子育て支援は、同法の理念を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会におけるあらゆる分野における構成員が協働し、それぞれの役割を果たすことで、保護者が喜びを実感しながら子育てができるようにしていくことが重要です。

以上により、①子どもの権利の尊重、②保護者の責任、③地域のあらゆる構成員による支援の3点を踏まえ、大田区の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

すべての子どもが尊重され、
保護者の愛情に包まれて
健やかに育ち、
その育ちを地域全体で
応援するまちにします

(2) 計画の基本的な視点

本計画の一部を構成する次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画の策定指針では、策定にあたっての基本的な視点として、以下の視点を掲げています。

- ◎子どもの視点
- ◎次代の親の育成という視点
- ◎サービス利用者の視点
- ◎社会全体による支援の視点
- ◎仕事と生活の調和の実現の視点
- ◎結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
- ◎すべての子どもと家庭への支援の視点
- ◎地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点
- ◎サービスの質の視点
- ◎地域特性の視点

また、指針では、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定される市町村行動計画の内容として、

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
- (7) 子どもの安全の確保
- (8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

の8項目を盛り込むこととしています。

本計画では、これらの視点と盛り込むべき項目を踏まえて、施策の内容や提供主体等を検討し、次の5つの基本目標を掲げ、出産、乳児、幼児、小学校学齢期、中学校及び高等学校学齢期の5つの成長発達段階に着目して施策を体系化します。

- 1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います
- 2 仕事と子育ての両立を支援します
- 3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります
- 4 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます
- 5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します

なお、従来計画では、要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進として、ひとり親、障がい児、外国人家庭等について、「特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします」という基本目標を掲げていましたが、これらの家庭を区分することなく、他のそれぞれの基本目標の中で整理していくこととしました。

また、保護者と子どもの健康の確保及び増進については、「おおた健康プラン(第三次)」(2019年度～2023年度)、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備については、「おおた教育ビジョン」との整合を図ったほか、区のその他の個別計画との整合を図りました。

○次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定方針(平成26年11月28日告示)

三 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定に当たっての基本的な視点(抜粋)

(1)子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締結国としても、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くの子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。

(2)次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。

(3)サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも重要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が重要である。

(4)社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。

(5)仕事と生活の調和の実現の視点

憲章においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされている。こうした取組については、地域においても、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進め、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが重要である。

(6)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

緊急対策においては、多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均二人以上となっているが、晩婚化・未婚化が進み、合計特殊出生率も低い水準にとどまっており、結婚や妊娠、出産に対する国民の希望が叶えられていないとされている。このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進することが、それらに関する国民の希望を実現して行くためにも重要である。また、少子化の状況は地域によって異なっていることから、地域の創意工夫の下、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の展開を図ることが重要である。

(7) 全ての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援は、保育士を始めとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、様々な地域の担い手や社会資源によって担われるものである。また、次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが重要である。

(8) 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、児童委員・主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要である。また、児童福祉法第四十八条の二及び第四十八条の三の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも重要である。

(9) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが重要である。

(10) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要である。

(3) 施策の体系

基本理念の実現のために基本的な視点に基づき現状と課題を整理し、5つの基本目標を掲げ、さらに15の個別目標を設定して今後の方向性を示し、具体的な施策を個別目標の下に位置付けることで区の役割を明確にしました。

個別施策のうち、㊦は、「子ども・子育て支援法」に定める、「教育・保育の確保」及び「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられる事業です。また、**重プ**は、「おおた重点プログラム」に掲げる事業です。

2 施策の体系

基本理念

すべての子どもが尊重され、保護者の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で応援するまちにします

基本目標

1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

2 仕事と子育ての両立を支援します

個別目標

1-1 子育て家庭に対する相談体制の充実

1-2 子育ての情報提供の充実

1-3 子育て家庭の地域との交流の促進

1-4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援

1-5 子育て世帯への多様な生活支援

1-6 子育て支援のネットワークづくり

2-1 保育サービスの充実

2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり

太字:重点施策 ◎:「子ども・子育て支援法」に定める法定事業 重プ:「おおた重点プログラム」に掲げる主な事業

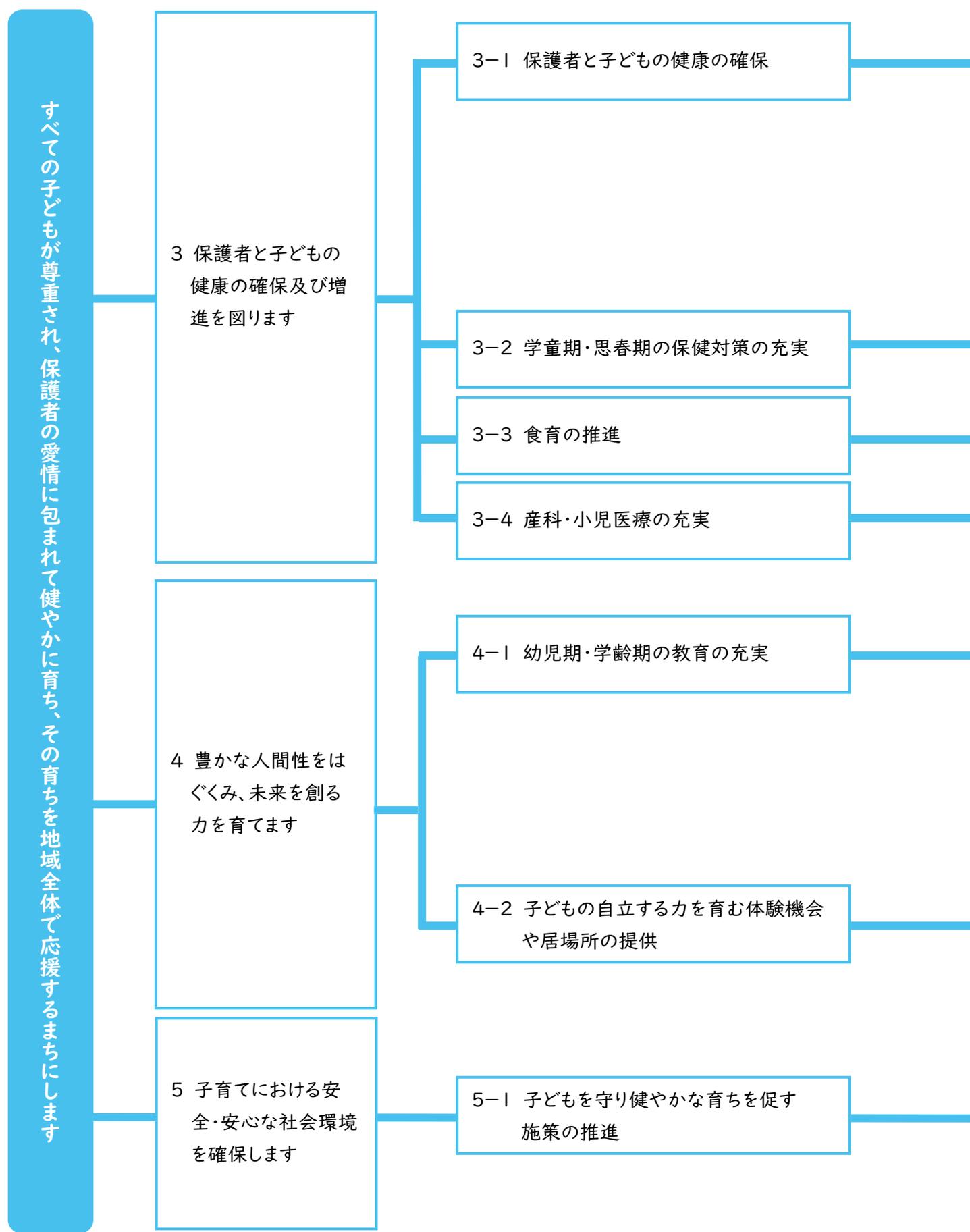
個別施策

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① ◎重プ保育サービスアドバイザーによる相談 ② ◎重プ子育てひろばにおける子育て相談 ③ 保育所の子育て相談 ④ 保育所での保育体験と相談(育児応援券) ⑤ 私立幼稚園における子育て相談 ⑥ ◎重プ児童館の子育て相談 ⑦ 幼児教育相談 ⑧ 就学相談 ⑨ 教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ⑩ ◎重プ子ども家庭支援センターにおける相談 ⑪ 重プ外国人相談窓口の運営 ⑫ 障がい児等の早期支援(相談・療育等) ⑬ 児童の発達相談・サービス等利用相談 ⑭ 家庭相談・女性相談 ⑮ ひとり親家庭の相談 ⑯ 重プ離婚と養育費に関わる総合相談 ⑰ 子ども生活応援臨時窓口の運営 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 子育てハンドブックの発行 ② ◎重プ保育サービスアドバイザーによる相談(再掲) ③ 重プ大田区きずなメールの配信 ④ 重プ外国人向け多言語情報紙の発行 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 児童館子育て講座の開催 ⑥ 児童虐待防止に向けた啓発の推進 ⑦ 発達障がいの理解啓発の推進 ⑧ サポートブックかけはし作成講座の開催 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① ◎重プ子育てひろば ② ◎ファミリー・サポート・センター事業 ③ 初めてのお子さんのパパ・ママ子育て教室の開催 ④ 保育園の園庭開放 ⑤ 体験保育 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 地域の育児支援 ⑦ 親子で遊ぼうイベントの開催 ⑧ 子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催 ⑨ 子育てサロン「キッズな」の開催 ⑩ 子ども交流センターの運営支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 重プ(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備 ② 母子(女性)緊急一時保護事業 ③ 要支援家庭を対象としたショートステイ事業 ④ 虐待防止支援訪問 ⑤ 見守りサポート事業 ⑥ ◎養育支援訪問事業 ⑦ 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」 ⑧ 児童虐待防止に向けた啓発の推進(再掲) ⑨ 児童虐待防止ネットワーク ⑩ 小・中学校における子どもの心サポート月間の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ⑪ 中学校における学級集団調査 ⑫ 問題行動対策の充実 ⑬ スクールカウンセラーの配置 ⑭ 登校支援員の配置 ⑮ メンタルフレンドの派遣 ⑯ 適応指導教室「つばさ」 ⑰ スクールソーシャルワーカーの配置 ⑱ 障がい児等の早期支援(相談・療育等)(再掲) ⑲ 児童の発達相談・サービス等利用相談(再掲) |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 児童扶養手当 ② 特別児童扶養手当 ③ 児童育成手当 ④ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 ⑤ 母子及び父子福祉資金貸付 ⑥ 母子生活支援施設(区立ひまわり苑・コスモス苑)の運営 ⑦ 重プひとり親世帯の住宅確保支援 | <ul style="list-style-type: none"> ⑧ ひとり親世帯への転居一時金助成 ⑨ ひとり親家庭ホームヘルプサービス ⑩ 重症心身障がい児(者)短期入所 ⑪ 障害児通所支援事業 ⑫ 重症心身障がい児在宅レスパイト事業 ⑬ ◎重プ一時預かり保育 ⑭ ◎ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 重プ地域とつくる支援の輪プロジェクト ② 子育て力向上支援事業 ③ 子育て関係機関による連絡会 ④ 子育てすくすくネット事業 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 民生委員・児童委員との連携 ⑥ 児童発達支援地域ネットワーク会議等 ⑦ 医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営 ⑧ 大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① ◎重プ私立(認可)保育園の整備 ② ◎重プ小規模保育所の整備 ③ ◎重プ定期利用保育事業の充実 ④ ◎重プ認証保育所の整備 ⑤ ◎重プ家庭福祉員(保育ママ)による保育の拡充 ⑥ ◎重プ事業所内保育所開設等の支援 ⑦ ◎時間外保育 ⑧ ◎私立幼稚園預かり保育事業 ⑨ 休日保育 ⑩ 年末保育 ⑪ ◎病児・病後児保育 | <ul style="list-style-type: none"> ⑫ 区立保育園における医療的ケア児の受け入れ ⑬ 保育所等における障がい児等の受け入れ ⑭ 重プ区立保育園の改築・改修 ⑮ 重プ保育士確保対策の実施 ⑯ 重プ保育士等研修の実施 ⑰ 区立保育園の拠点機能強化 ⑱ 第三者評価の実施 ⑲ ◎重プ学童保育事業(放課後児童健全育成事業) ⑳ ◎学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用 ㉑ 学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 重プ女性のための相談 ② 重プワーク・ライフ・バランスの啓発 ③ 男女平等・男女共同参画に関する講演会やセミナー等の開催 ④ 男女平等に関する情報誌「パステル」の発行 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 女性のエンパワーメントセミナー ⑥ 「テクノプラザ」等による呼びかけ ⑦ 商業団体他産業団体への働きかけ |

基本理念

基本目標

個別目標



個別施策

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------|
| ① 母子健康手帳の交付 | ⑬ 両親学級 |
| ② ④ 重 妊婦健康診査 | ⑭ 育児学級等 |
| ③ 妊婦歯科健康診査 | ⑮ 地域(出張型)健康教育 |
| ④ 妊娠高血圧症候群等療養援護 | ⑯ 絵本との出会い事業 |
| ⑤ ④ 重 すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導) | ⑰ みんなでよい歯のまちづくり |
| ⑥ ④ 重 出産・育児支援事業(子育て世代への健康相談) | ⑱ 乳幼児発達健康診査 |
| ⑦ 重 産後ケア | ⑲ 新生児聴覚検査公費負担 |
| ⑧ 産後家事・育児援助事業 | ⑳ 子育てグループワーク(子育て支援事業) |
| ⑨ 乳幼児健康診査(4か月児～3歳児) | ㉑ 都の重症心身障がい児支援(訪問事業等)との連携 |
| ⑩ 乳幼児歯科相談 | ㉒ 療育給付 |
| ⑪ 幼児歯科健康診査・う蝕予防 | ㉓ 養育医療給付 |
| ⑫ 予防接種 | ㉔ 育成医療費給付 |
| ⑬ 乳幼児経過観察健康診査 | ㉕ 子ども医療費助成事業 |
| ⑭ 乳幼児保健指導 | ㉖ ひとり親家庭等医療費助成事業 |
| ⑮ 39歳以下基本健診 | |

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ① 重 自殺総合対策の推進 | ⑤ 区立小中学校における喫煙防止教育 |
| ② 精神保健に関する医師・保健師による相談 | ⑥ 性感感染症予防講演会 |
| ③ 精神講演会 | ⑦ 学校におけるがん教育 |
| ④ 東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援 | |

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ① 食育推進検討会・食育フェア | ④ 保育園における食育指導 |
| ② 在宅栄養士(会)との連携による食育/パネルシアター等 | ⑤ 学校における食育指導 |
| ③ 栄養セミナー・栄養講習会(妊婦・一般) | ⑥ 児童館における食育指導 |

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ① かかりつけ医の推進 | ④ 歯科休日応急診療 |
| ② 休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療 | ⑤ 産科医療機関の設備整備費助成事業 |
| ③ 平日準夜小児初期救急診療 | ⑥ 地域医療機関との協議会等の開催 |

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| ① 保幼小の交流及び連携事業 | ⑬ 特別支援教育実施体制の整備 |
| ② 幼児教育連絡協議会の設置 | ⑭ 重 学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育) |
| ③ 幼稚園教諭・保育士合同研修 | ⑮ 道徳授業地区公開講座 |
| ④ 私立幼稚園特別支援教育事業 | ⑯ 小中一貫の視点に立った道徳教育 |
| ⑤ 大田区学習効果測定 | ⑰ 人権教育の推進 |
| ⑥ 学習カルテに基づいた学習カウンセリング | ⑱ 規範意識向上プログラム |
| ⑦ 習熟度別少人数指導 | ⑲ 体育指導と外遊び |
| ⑧ 補習教室 | ⑳ 幼児期運動指導リーダー保育者養成 |
| ⑨ 重 子どもの学習支援 | ㉑ 親子運動遊び講座 |
| ⑩ 日本語特別指導(初期指導)、日本語学級 | ㉒ 重 ICT教育の推進 |
| ⑪ 重 こども日本語教室 | ㉓ 重 学校教育施設の整備 |
| ⑫ 特別支援学級の運営 | |

- | | |
|--|------------------------------|
| ① 青少年健全育成(青少年対策地区委員会) | ⑱ 学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ(再掲) |
| ② 大田区子どもガーデンパーティー | ⑲ 児童館の学童保育・一般利用(自由来館) |
| ③ 子ども向け人材育成事業(工場見学とものづくり体験) | ⑳ 学校施設開放事業 |
| ④ 家庭教育学習会(学校デビュー応援プログラム) | ㉑ 中 中高生ひろば |
| ⑤ 区立学校における職場体験活動の充実 | ⑳ 保育園・児童館の児童と高齢者との交流 |
| ⑥ 区立学校における自然体験活動の実施 | ㉒ 保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進 |
| ⑦ 重 国際理解教育の推進 | ㉓ リーダー講習会(小学生・中高生) |
| ⑧ 重 子どもの長期休暇応援プロジェクト | ㉔ リーダー講習会(成人) |
| ⑨ ④ 重 放課後の居場所づくり(放課後ひろば事業) | ㉕ 重 地域に根ざした公園・緑地の整備 |
| ⑩ ④ 重 学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用(再掲) | |

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| ① 防災対応マニュアル・防災の手引き等 | ⑱ 学校と警察等の関係機関との情報交換の実施 |
| ② 災害物品の備蓄 | ⑲ 重 子育て家庭(世代)への交通安全教育 |
| ③ 妊産婦避難所の設置 | ⑲ 重 「交通安全だより」の発行 |
| ④ 保育園における福祉避難所の整備 | ⑲ 交通安全巡回指導 |
| ⑤ 子育て世帯へのバリアフリー情報の提供 | ⑲ 重 交通安全移動教室の開催 |
| ⑥ 重 区民安全・安心メールサービスの運用 | ⑲ 重 交通安全自転車教室の開催 |
| ⑦ 重 こどもSOSの家による見守り活動の推進 | ⑲ 少年の非行防止啓発活動 |
| ⑧ 重 公共空間での防犯カメラの設置 | ⑲ 万引きしにくい環境づくり |
| ⑨ 防犯教育・訓練の実施 | ⑲ 有害図書等対策の推進 |
| ⑩ 小学生への防犯ブザーの配布 | |

◆児童虐待根絶に向けた大田区の取組み

※児童虐待への対応という視点から計画事業に計画外の区の主な事業を加え体系的に示します。

虐待の予防と早期発見

子育ての不安解消

児童虐待の一因となる育児の不安やストレスを取り除き、予防します。

育児相談

- 1-1-①保育サービスアドバイザーによる相談
- 1-1-②子育てひろばにおける子育て相談
- 1-1-③保育所の子育て相談
- 1-1-④保育所での保育体験と相談（育児応援券）
- 1-1-⑤私立幼稚園における子育て相談
- 1-1-⑥児童館の子育て相談
- 1-1-⑦幼児教育相談
- 1-1-⑩子ども家庭支援センターにおける相談

子育ての情報提供、講座

- 1-2-①子育てハンドブックの発行
- 1-2-②保育サービスアドバイザーによる相談
- 1-2-③大田区さすなメールの配信
- 1-2-⑤児童館子育て講座の開催
- 3-1-⑯両親学級
- 3-1-⑰育児学級等

家庭と地域との絆づくり

- 1-3-①子育てひろば
- 1-3-②ファミリー・サポート・センター事業
- 1-3-③初めてのお子さんのパパ・ママ子育て教室の開催
- 1-3-④保育園の園庭開放
- 1-3-⑤体験保育
- 1-3-⑥地域の育児支援
- 1-3-⑦親子で遊ぼうイベントの開催
- 1-3-⑧子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催
- 1-3-⑨子育てサロン「キッズな」の開催

保護者の養育の負担軽減

- 1-5-⑬一時預かり保育
- 3-1-⑦産後ケア
- 3-1-⑧産後家事・育児援助事業

要支援家庭への支援

家庭訪問や学校・施設を通じて、気がかりな家庭を発見し、ケアすることで予防します。

支援を要する家庭の発見

【乳幼児期】

- 3-1-⑤すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）
- 1-3-①子育てひろば
- 保育園、幼稚園等の保育・教育活動

【学齢期】

- 1-4-⑩小・中学校における子どもの心サポート月間の実施（学校生活調査）
- 小・中学校の教育活動

↓

要支援家庭へのケア

- 1-4-②母子（女性）緊急一時保護事業
- 1-4-③要支援家庭を対象としたショートステイ事業
- 1-4-④虐待防止支援訪問
- 1-4-⑤見守りサポート事業
- 1-4-⑥養育支援訪問事業
- 1-4-⑦養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」

虐待の発生

発見 通告

医療機関

保育所

幼稚園

学校

児童館

放課後ひろば

区民 など



虐待への対応

●1-4-①（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備

※（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターは、子ども家庭支援センターと児童相談所の役割を一元的に処理することを目指しています。

子ども家庭支援センター（一義的な通告窓口）

※子ども家庭支援センターでは、下記の虐待対応のほか、一般的な子育て相談、児童虐待防止の啓発活動（1-2-⑥）も行っています。

- 緊急受理会議の開催
- 調査
 - 原則 48 時間以内に子どもの安全確認を実施（児童相談所や警察と連携する場合があります。）
- 関係機関連絡調整
- 個別ケース検討会議
- 在宅支援、訪問、福祉・子育て支援等のサービス案内

深刻なケースや児童相談所の機能や権限が必要なケース

↓

児童相談所

- 調査と判断
 - 養育環境の調査等により処遇を判断します。
- 一時保護
 - やむを得ないと判断される場合は、一時保護により子どもの安全を確保したうえで調査を行います。
- 措置
 - 家庭に戻すことが難しい場合は子どもを児童養護施設や里親等に措置します。

必要な指導が終わると子ども家庭支援センターが在宅支援を引き継ぎます。



児童虐待対応マニュアル

区では、適切な児童虐待の通告が行われるよう、幼稚園、保育園、学校、民生委員児童委員等を対象に子ども家庭支援センターや児童相談所の役割、児童虐待の見分け方や通告の心構えなどを詳細に解説したマニュアルを作成し、配布しています。マニュアルにより、子ども家庭支援センターや児童相談所へ円滑な通告が行われることで児童虐待への適切な対応が図られています。

◆ 発達の遅れや障がいのある児童への支援の取組み

※発達の遅れや障がい児への支援という視点から計画事業に計画外の区の主な事業を加え体系的に示します。

乳幼児期	学齢期	青年期以降
------	-----	-------

※◆印がついているものは、計画外の事業等です。

早期発見

相談や健康診査を通じて気がかりな児童を発見し、医療機関や療育機関等に案内します。

- 1-1-②子育てひろばにおける子育て相談
- 1-1-③保育所の子育て相談
- 1-1-⑤私立幼稚園における子育て相談
- 1-1-⑥児童館の子育て相談
- 1-1-⑦幼児教育相談
- 1-1-⑫障がい児等の早期支援（相談・療育等）
- 3-1-⑤すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）
- 3-1-⑨乳幼児健康診査（4か月児～3歳児）
- 3-1-⑬乳幼児経過観察健康診査
- 3-1-⑳乳幼児発達健康診査

- 4-1-⑭学齢期の発達障がい児支援（専門相談・療育）

- 1-1-⑧就学相談
- 1-1-⑩子ども家庭支援センターにおける相談
- 1-1-⑬児童の発達相談・サービス等利用相談

保育・教育

それぞれの児童の状態に合わせた適切な保育や教育を行います。

- ◆認可保育所等での特別な配慮を要する児童の受け入れ
- 2-1-⑫区立保育園における医療的ケア児の受け入れ

- ◆特別支援教室（区立中学校は、令和3年度全校実施予定）
- ◆知的障害特別支援学級
- ◆特別支援学校
- 4-1-⑫特別支援学級の運営
- 4-1-⑬特別支援教育実施体制の整備
- 4-2-⑪学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ

療育等の支援

それぞれの児童の状態に合わせた適切な療育等を行います。

- 1-1-⑫障がい児等の早期支援（相談・療育等）
- 1-1-⑬児童の発達相談・サービス等利用相談
- 1-2-⑧サポートブックかけはし作成講座の開催
- ◆こども発達支援講演会

- 4-1-⑭学齢期の発達障がい児支援（専門相談・療育）
- ◆放課後等デイサービス

- 1-5-⑩重症心身障がい児(者)短期入所

- 1-5-②特別児童扶養手当
- 1-5-⑫重症心身障がい児在宅レスパイト事業
- 1-5-⑪障害児通所支援事業
- 1-6-⑥児童発達支援地域ネットワーク会議等
- 3-1-⑯養育医療給付
- 3-1-⑰育成医療費給付

- 1-2-⑦発達障がいの理解啓発の推進
- 1-6-⑦医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営
- 1-6-⑧大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援
- 3-1-⑳都の重症心身障がい児支援（訪問事業等）との連携

主な障がい福祉サービス

- ◆居宅介護
- ◆重度訪問介護
- ◆同行援護
- ◆行動援護
- ◆重度障害者等包括支援
- ◆生活介護
- ◆自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ◆宿泊型自立訓練
- ◆就労移行支援
- ◆就労継続支援（A型、B型）
- ◆就労定着支援
- ◆療養介護
- ◆短期入所（福祉型、医療型）
- ◆自立生活援助
- ◆共同生活援助
- ◆施設入所支援
- ◆計画相談支援
- ◆地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
- ◆精神通院医療
- ◆意思疎通支援事業
- ◆移動支援事業
- ◆日常生活用具給付等事業 など

◆妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に向けた取り組み
(子育て世代包括支援センターの機能整備)

子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)とは

- 妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、支援プランの策定や地域の保健医療、福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て施策とを一体的に提供することで、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施する仕組みです。
- 母子保健法第22条において、市町村は必要に応じて子育て世代包括支援センター(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)を設置するように努めなければならないと規定されています。また、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、同センターの令和2年度末までの全国展開を目指しています。
- 大田区では、健康政策部(保健所)とこども家庭部が相互に連携し、それぞれの担任業務を実施していることで既にセンターの役割を実質的に果たしています。このため、新たに施設を整備せず既存の組織・機能を最大限に活用し、令和2年4月から同センターを設置します。

子育て世代包括支援センターのサービス



子育て世代包括支援センターにおける支援イメージ

